

【2】事業者への指導等について

1. 事業者指導・監査の実施方針について

→「令和4年度 南丹市地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針」（資料2 別紙1）に基づき、事業者への指導等を行います。

（1）指導の方針について

→次の観点から指導を行います。

- ①法令が遵守されているか
- ②適正な保険給付がなされているか
- ③利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか
- ④適切な防災対策やリスクマネジメントが行われているか

※重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑い等がある場合には、速やかに監査を実施し、京都府へ通報等を行います。

（2）指導の形態

○集団指導：

指導の対象となる事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

→ 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、資料送付にて実施。

○運営指導：

指導の対象事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行います。

→ 居宅介護支援事業所については、施設系及び入所系サービスは原則1日、その他のサービスは原則半日の実施とします。

<優先する事業所>

- ①苦情や通報があり運営指導が必要とされる事業所
- ②新規指定事業所（新規指定後、運営指導を受けていない事業所）
- ③①・②以外の事業所は、指定有効期間内に少なくとも1度は実施することとし、前回の運営指導からより年数が経過している事業所を優先とします。

<留意事項>

- ・上記③の前回の指導からの年数については、京都府の指導も含めます。
- ・複数の介護サービスを提供している事業者においては、効果的な運営指導の実施と事業者への負担を考慮し、他の指定権者（例：京都府等）と合同で運営指導を行うことがあります。
- ・昨年度同様、実施時期等に当たっては事業所の意向を最優先し、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分配慮することとし、必要最小限の実施にとどめます。

(3) 指導の重点事項 ※抜粋

- ・ 人員の適切な管理、勤務体制状況
- ・ 利用者へのサービス内容及び手順の説明並びに契約等の状況
- ・ 居宅介護支援（介護予防支援）：適切なケアプランの作成及び見直しの状況、自己によるケアプラン点検の実施状況
- ・ 各種記録の状況
- ・ 介護給付費の適正な算定
- ・ 令和3年度介護報酬改定及び指定基準の改正点の取扱い状況（感染症対策、業務継続、ハラメント等）

ほか

2. 運営指導の流れ等について

→南丹市においては、以下の流れで運営指導を行っています。

<運営指導に当たって…>

南丹市では、市の一方的な指導ではなく、事業所の管理者・介護支援専門員の皆様との会話や説明を受ける中で、利用者やケアマネジメントの状況等を把握させていただき、「利用者に対してより良いサービスを提供する。」という共通の目的に向かって互いに努めて参りたいと考えております。

[運営指導の流れ]

【1】運営指導の日程調整（指導日の概ね1ヶ月～1ヶ月半前）

- ・ 南丹市から、運営指導を予定している事業所に対し、大まかな実施時期の希望を聞き取ったうえで、日程調整をさせていただきます。
- ・ 施設系及び入所系サービスについては、原則1日、在宅系サービスについては、原則半日の日程でお願いしています。
- ・ 原則、職員2名でお伺いします。
- ・ 南丹市より、運営指導の案内を送付します。



【2】事前提出書類の提出（指導日の概ね10日から2週間前）

→運営指導を円滑に進めるためご協力をお願いします。

<事前提出書類> … 1部提出

- ①運営規程、重要事項説明書、利用契約書（※既存のもの）

②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※指導日の前月、前々月分）

③事業所の平面図

④利用者のリスト →参考様式に従って作成をお願いします。

※利用者リストについては、事業所の介護支援専門員により、サービス計画が作成される以下の事業所のみ提出を求めます。

「小規模多機能型居宅介護」

「認知症対応型共同生活介護」

「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」（いずれも介護予防を含む）

⑤運営自主点検表

⑥各種加算等自主点検表

⑦事業所の広告、パンフレット（※作成されている場合のみ）



【3】運営指導（当日）

→あらかじめご連絡した書類をご準備ください。（資料2 別紙2）

- ・事前提出書類の内容についての聴き取り、確認。
- ・自主点検表の内容に沿っての聴き取り、確認。

※当日、現地にて追加資料等の提示をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。



【4】運営指導の結果

- ・運営指導により指摘事項がある場合、口頭又は文書での指摘をさせていただきます。
- ・法令基準違反等の事実があり、改善を要すると認められた事項については、文書指摘の扱いとなり、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求めます。
- ・その他、必要に応じて適切な処置を行います。

3. 運営指導における指摘事項等について

→これまでの運営指導での指摘事項や気付いた点についてお知らせします。
各事業所においても、再確認をお願いします。

<令和3年度の結果概要>

- 人員基準違反や不正請求等、監査につながる重大な法令遵守違反はありませんでしたが、各書類の整合性の指摘や運営上の一部見直しを求めた事業所がありました。

<令和3年度の実地指導により指摘した主な事項>

No.	項目	サービス	内容
1	運営規程等について	共通	○運営規程、重要事項説明書、契約書等の内容について、記載誤り等があるため、これを改めるとともに、記載内容の整合を図ること。
2	重要事項説明書について	地域密着型通所介護	○重要事項説明書の交付日、説明者印等が漏れている書類があったため、早急に全利用者の重要事項説明書を確認したうえで、必要な措置を講じること。
3	契約書について	地域密着型通所介護	○契約日、契約期間、契約者氏名、事業者側の押印等が漏れている契約書があったため、早急に全利用者の契約を確認したうえで、必要な措置を講じること。
4	勤務体制の確保等について	共通	○令和3年度の地域密着指定基準の改定に伴い、「職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置」を講じることが規定されたため、基準に沿った取組を実施すること。
5	個人情報の取扱いについて	共通	○サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得られているが、利用者家族の個人情報を用いる場合にあっては、本人同意のみの書類が見受けられたため、利用者家族からも同意を得ること。
6	平面図について	認知症対応型通所介護	○実地指導において提出のあった平面図が実際と異なるため、改めること。 また、指定申請時の内容から変更がある場合は、変更の内容を届け出ること。
7	掲示について	共通	○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないが、その内容の一部が変更前のものであったため、最新の内容に改めること。
8	請求関係 (医療連携体制加算)	認知症対応型共同生活介護	○算定要件にある看護師の1名以上の確保について、同一法人の他の施設(通所介護)に勤務する看護師を活用する場合は、併任する職員として、当該事業所の勤務表等に勤務状況を記載する必要があるが、記載がなかったため、改めること。

<参考 過去の実地指導により指摘した主な事項>

No.	項目	サービス	内容
1	運営規程等（重要事項説明書・契約書）	共通	○交通費の徴収について、利用者に誤解が生じないよう、分かりやすい記載に努めること。 例) 通常の事業の実施地域を越えた地点から〇〇kmまで△△円 など
			○重要事項、各種計画等を記した文書の交付が確認できるようにあらためること。
			○契約書の日付について、鉛筆で記載がされているものがあった。鉛筆での記載は、内容の修正等につながる恐れがあるため、これを改めること。
		認知症対応型通所介護	○認知症対応型通所介護計画について、短期目標及び長期目標の期間が共に認定有効期間（例：2年間）と同じになっているものがあったため、それぞれの目標期間を適切に設定すること。
			○認知症対応型通所介護計画の目標の達成状況（評価）が確認できるよう記録すること。
		居宅介護支援	○契約書について、契約の自動終了に係る条件として、「自立」と判定されることの記載があるが、「要支援1」「要支援2」の場合も条件に含めること。
2	勤務体制の確保等	共通	○事業所ごと、原則、月ごとに作成される勤務表については、当該事業所における実際の勤務日・勤務時間、氏名・職種等が分かるように記載すること。 また、兼務をしている職員については、その兼務関係等を明確に記載すること。
			○管理者は、勤務表の内容を事業所従業者に説明し、周知すること。
			○法人全体での研修は実施されているが、当該事業所の従業者の資質向上と研修の機会の確保のため、事業所としての研修の実施に努められたい。
3	サービスの提供の記録	認知症対応型通所介護	○指定認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項等（利用者ごとのサービス提供開始時刻及び終了時刻を含む）を記録することになっているが、事業所が作成した「業務日誌」のサービス提供時間数の欄には、予め『7～9時間』の記載があったため、サービス提供実績に応じた時間数を記載すること。
			○上記の記録の内容は、利用者からの申出があった場合には、文書の交付等で利用者に提供しなければならないことを踏まえて、詳細に記録すること。

3	サービスの提供の記録	認知症 対応型 共同生 活介護	○入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること。
4	記録の保存期間	共通	○南丹市では、利用者に対する指定居宅介護支援に関する記録の保存期間を5年としている。
5	地域との連携	地域密 着型通 所介護	○指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること ○運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
		共通	○緊急時及び非常災害時の連絡体制として事業所内に従業員の連絡網が掲示されているが、既に退職している者が記載されたままであり、また、記載されていない従業員が存在した。 連絡網は、その役割を十分理解したうえで常に最新の状態にするとともに、従業員へ周知すること。
6	緊急時及び非常災害時等の対応方法	地域密 着型通 所介護	○非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）のうち、風水害に関する計画が確認できなかったため、速やかにこれを策定するとともに、災害時の通報及び連携体制の整備等、対策に万全を期すこと。
		共通	○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定要件について、①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について、就業規則等に規定された内容が不十分であるため、改善の上、介護職員に周知すること。 また、介護職員処遇改善計画書及び実績報告書について、事務室に貼り出されていたが、介護職員への周知が不十分であったため、周知を徹底すること。
7	介護報酬算定関係	地域密 着型通 所介護	○入院時情報連携加算の算定に当たり、利用者が入院をした場合には、別様式を用いて情報提供を行っているが、入院日及び情報提供日の記入漏れがあったため、これを改めること。
		居宅介 護支援	

以上

令和4年度 南丹市指定地域密着型サービス事業者等指導・監査実施方針

1. 趣旨

南丹市が指定する地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者、第1号事業者（従業者等を含む。以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対する指導・監査について、介護保険法（平成9年法律第123号）、南丹市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成19年7月2日、告示第166号）及び南丹市地域密着型サービス事業者等監査要綱（平成19年7月2日、告示第165号）に定めるもののほか、計画的、効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2. 指導の方針

指定地域密着型サービス事業者等の指導は、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され利用者本位のサービス提供がなされているか、④適切な防災対策やリスクマネジメントが行われているかなどの観点に立ち、これに重点をおいて実施する。

また、重大な法令違反、介護報酬の不正請求、不適切な介護サービス提供の疑い等がある場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、速やかに監査の実施及び京都府への通報等を行うものとする。

3. 指導の対象事業者等

- (1) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が開設する事業所
- (2) 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が開設する事業所
- (3) 第1号事業者が開設する事業所
- (4) その他、南丹市が必要と認める事業所

4. 指導の形態

(1) 集団指導

指導の対象となる事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

集団指導は適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達を行う場と位置付け、遵守すべき介護保険関係法令や各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等（介護報酬算定の加算・減算、職員の資格及び員数（名義借り、虚偽申請防止））の周知徹底等に重点をおいて行うものとする。

(2) 運営指導

原則、指導の対象事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。

サービスの種別によらず、①苦情や通報があり運営指導が必要とされる事業所、②新規指定事業所、は原則として運営指導の対象とし、その他の事業所は必要に応じて計画的に運営指導を行うものとする。

なお、複数の介護サービスを提供している事業者においては、効果的な運営指導の実施と事業者への負担を考慮し、他の指定権者（例：京都府等）と合同で運営指導を行うことがある。

5. 指導の体制

運営指導は原則として指導担当職員2名以上で行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者を充てる。

6. 指導日数

- (1) 施設系及び入所系サービス：原則1日
- (2) 在宅系サービス：原則半日
(ただし、施設併設又は複数の事業所の場合は1日もあり得る。)

7. 指導の重点事項

(1) 法令遵守事項

- 人員、設備及び運営の状況
 - ・人員の適切な管理、勤務体制状況
 - ・利用者へのサービス内容及び手順の説明並びに契約等の状況
 - ・サービス計画の作成、サービス提供の状況
 - ・居宅介護支援（介護予防支援）については、適切なケアプランの作成及び見直しの状況、自己によるケアプラン点検の実施状況
 - ・各種記録の状況
 - ・従業員及び運営に係る質の向上を目指した研修の実施状況
- 令和3年度介護報酬改定及び指定基準の改正点の取り扱い状況
 - ・感染症対策に係る委員会の開催、指針の整備、研修等の実施、訓練の実施 等※
 - ・感染症、災害の発生時における必要な介護サービスの提供継続のための体制づくり※
 - ・業務継続計画の策定、研修・訓練の実施※
 - ・ハラスメント防止のための方針の明確化
- 業務管理体制に係る事項 等

(2) 介護報酬等請求事項

- ・介護給付費の適正な算定
- ・「ケアプラン」や「他職種協働によるケア」をベースにした報酬上の加算について適正な請求の推進
- ・介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者についての適正な請求の推進
- ・日常生活品費等のその他の利用料の適切な請求 等

(3) 尊厳保持（サービス提供）事項

- ・高齢者虐待防止及び身体拘束禁止に関する制度理解及び身体拘束廃止取組の推進
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための取組※

(4) 地域との連携の状況（居宅介護支援、介護予防支援を除く）

- ・運営推進会議の実施状況及び会議での意見等の反映状況
- ・地域と事業所との関わり、連携の状況
- ・災害時における地域との連携

(5) その他

※令和6年3月までの経過措置期間あり

8. 監査

監査は、人員・設備及び運営に関する基準違反の疑義がある場合などに行う。

- (1) 利用者及びその家族、介護従業者などからの通報・苦情・相談等により情報提供を受けて、指定基準違反、不適正な運営又は不正な介護報酬の請求であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合
- (2) これまでの指導の結果、さらに指導が必要と認められる場合
(具体的には指導時において、虐待、拘束等で利用者の生命の危険がある場合や、虚偽申請、悪質な基準違反、不正な介護報酬の請求が認められる場合など)
- (3) 複数の市町村から指定を受けていて、合同監査が必要と認められる場合
- (4) その他特に監査が必要と認められる場合

9. 監査の体制

監査は原則として指導担当職員2名以上で行うものとし、うち1名以上は係長級以上の職にある者を充てる。

10. 監査実施の留意点

監査の実施にあたっては、関係市町村や関係機関とも十分な連携を図るとともに、不適正な運営や介護報酬の不適正な支払を早期に停止させるため、機動的な対応がとれるよう体制を整備しておくものとする。

11. 指導・監査後の処理

(1) 文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則とするが、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、当該サービス事業者等に対し、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

(2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に対し不当な事実を確認したときは、当該サービス事業者等に対し、指摘を行った事項に係る自主点検の指示を行う。

この場合、指摘を行った事項について、全要介護者等の介護給付費明細書等関係書類を対象に指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

また、該当する保険者に対し必要な事項を通知する。

(3) 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記(1)の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

(4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けたサービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し、必要があると認める場合には、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

(5) 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認める場合には、当該サービス事業者等の指定等を取消又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に連絡する。

(6) 加算金

指導・監査の結果、介護給付費の返還が生じる場合であって、サービス事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、法第22条第3項の規定により当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該サービス事業者等に指示するとともに、当該保険給付に係る保険者に対し、支払いを求めるよう通知する。

(7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、又は(4)の業務改善命令又は(5)指定等の取消又は効力停止の処分を行った場合は、原則として、その旨を公表する。

(8) 聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び(5)指定等の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

(9) 刑事告発

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討する。

以上

地域密着型サービス事業者等運営指導時準備書類一覧（南丹市） 令和4年度

<対象サービス>
 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特養）、居宅介護支援、介護予防支援

1 事前提出書類（写し。それぞれ1部ずつ）

(※介護予防サービスを含む)	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特養	居宅介護支援・介護予防支援
(1) 運営規程、重要事項説明書及び利用契約書（各様式）	○	○	○	○	○	○
(2) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（運営指導月の前月・前々月分）	○	○	○	○	○	○
(3) 平面図	○	○	○	○	○	○
(4) 利用者のリスト	○	○	○	○	○	○
(5) 運営自主点検シート	○	○	○	○	○	○
(6) 各種加算等自己点検シート	○	○	○	○	○	○
(7) 事業所の広告、パンフレット	○	○	○	○	○	○

2 当日提示書類

利用者・運営関係	(1) 重要事項説明書、利用契約書（事業所控え）	○	○	○	○	○	○
	(2) 個別サービス計画書及び利用者の個人記録、サービス提供票	○	○	○	○	○	○
	(3) 出勤簿、タイムカード等、職員の勤務状況を確認できる書類	○	○	○	○	○	○
	(4) 資格証・研修修了証（人員基準の資格要件に該当する者のみ）	○	○	○	○	○	○
	(5) 就業規則及び雇用契約書（秘密保持関係）	○	○	○	○	○	○
	(6) 業務日誌等、サービスの提供状況を確認できる書類	○	○	○	○	○	○
	(7) 苦情・事故・ひやりはっとの記録	○	○	○	○	○	○
	(8) 身体拘束の記録	○	○	○	○	○	○
	(9) 研修の実施状況を確認できる資料	○	○	○	○	○	○
	(10) 避難訓練の実施記録	○	○	○	○	○	○
	(11) 運営推進会議の記録	○	○	○	○	○	○
	(12) 外部評価結果報告書	○	○	○	○	○	○
	(13) 送迎者の運行記録	○	○	○	○	○	○
	(14) 利用者からの預り金の管理状況がわかる書類	○	○	○	○	○	○
	(15) マニュアル（緊急時対応、火災・災害対応、苦情・事故対応、感染症対策、個人情報保護規程ほか）	○	○	○	○	○	○
	(16) 会計関係書類	○	○	○	○	○	○
	(17) ケアプラン（居宅サービス計画）、サービス担当者会議の記録、モニタリングの記録	○	○	○	○	○	○
請求関係	(18) 介護給付費の請求に係る書類（国保連請求分）	○	○	○	○	○	○
	(19) 利用者への請求書・領収書の控え	○	○	○	○	○	○
	(20) 各種加算請求に係る書類（加算等算定に関する体制を確認できる書類）	○	○	○	○	○	○

全国の行政処分状況（令和4年1月以降）

番号	処分内容	処分日	サービスの種類	都道府県	内 容	備 考
1	一部効力の停止	R4.1.1	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	和歌山県	●不正請求 介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていないなど、算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算を算定し、地域密着型介護サービス費を不正に請求 他 ●虚偽報告 ●虚偽答弁 ●法令違反	R4.1.1から6月間
2	指定取消	R4.2.1	訪問介護	大阪府	●不正請求 サービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求	
3	一部効力の停止	R4.2.1	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	大阪府	●人格尊重義務違反 利用者に対し、身体的虐待、身体拘束、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待などが行われた。 他	R4.2.1から6月間
4	指定取消	R4.2.3	地域密着型通所介護・第1号通所事業	岡山県	●虚偽申請 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の指定を受けるために、A市に提出した指定申請に係る添付書類において、機能訓練指導員を配置できないことが明らかであったにもかかわらず、機能訓練指導員を配置するとして虚偽の内容の書類を提出し、不正に地域密着型通所介護及び第1号通所事業の指定を受けた。	
5	指定取消	R4.2.17	訪問介護	山形県	●不正請求 同一の訪問介護員が同時に複数利用者に訪問介護サービスを提供したとするサービス提供内容に係る記録を作成し、当該記録に基づきサービス提供票及び介護給付費請求書を作成し、居宅介護サービス費を請求	同一事業者
6	指定取消	R4.2.17	訪問介護	山形県	●不正請求 サービス提供内容に係る記録がないにもかかわらず、訪問介護サービスを提供したとするサービス提供票及び介護給付費請求書を作成し、居宅介護サービス費を請求 他	同一事業者
7	指定取消	R4.3.24	訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA	千葉県	●不正請求 訪問介護員が同居の家族に対して訪問介護サービスを提供していたにもかかわらず、サービス提供を行っていない別の訪問介護員の氏名を記載したサービス提供記録を作成 他	同一事業者
8	指定取消	R4.3.24	居宅介護支援	千葉県	●法令違反 不正に介護報酬を請求していることを認識しながら、サービスの実態と異なる内容で給付管理を行い、介護報酬の不正請求をほう助	
9	指定取消	R4.4.1	訪問介護	三重県	●不正請求 従業員の名義を不正に使用し、元従業員が訪問介護員として従事していたかのように記録を偽装し、利用者への訪問介護のサービス提供分にかかる居宅介護サービス費を不正に請求 他 ●虚偽答弁	
10	一部効力の停止	R4.4.1	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	長野県	●人格尊重義務違反 衆議院議員選挙の期日前投票において、施設入所者に対し、理事長(当時)の知人である立候補者への投票を依頼	R4.4.1から3月間
11	効力の全部停止	R4.4.1	訪問介護	山形県	●人格尊重義務違反 夜間に自らオムツを外す利用者に対し、オムツを何枚も重ねてガムテープをぐるぐる巻いて固定したうえで服を着せ、さらに服の上にタオルを巻きガムテープで留める身体拘束を繰り返す	R4.4.1から3月間
12	指定取消	R4.5.31	訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA	大阪府	●不正請求 訪問介護員の資格がない従業者がサービス提供、サービス提供を行っていないサービス提供責任者の名前をサービス実施記録に記載 他 ●虚偽答弁	
13	効力の全部停止	R4.8.1	訪問介護・第1号訪問介護事業	青森県	●不正請求 ①サービス提供記録を作成せず介護給付費を請求、②訪問介護員の資格を持たない職員が提供したサービスについて介護給付費を請求、③同一の訪問介護員が複数の利用者に対し同日同時時間帯にサービスを提供したとして、重複して介護給付費を請求 ●虚偽答弁	R4.8.1から2月間
14	指定取消	R4.8.1	居宅介護支援	北海道	●不正請求 少なくとも平成30年頃から居宅サービス計画の作成にかかる記録が滞っており、居宅介護支援の業務を適切に行っていないこと、それに係る運営基準減算についても認識していたが、減算を算定せずに、居宅介護支援費を請求、受領	